

会津美里町広報紙及びホームページ広告掲載に関する基準

平成24年9月1日
制定

(趣旨)

第1条 この基準は、会津美里町公共物等広告掲載取扱要綱(平成20年会津美里町告示第47号。以下「要綱」という。)に基づき、広告の掲載ができる公共物等に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 要綱第5条及び第6条に規定する広告の規格、掲載位置、掲載料等は、別表のとおりとする。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者(手続開始の決定を受けた事業者を除く。)
- (10) 暴力団又は暴力団構成員、その他これらに準ずる者
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (13) 行政機関から指名停止、許可取り消し等の行政指導を受けている業者のもの
- (14) その他、社会問題を起こしている業種や事業者

(広告掲載の申込)

第4条 要綱第8条に規定する広告の申し込みにおいて、掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は業務内容等を明らかにする書類等(会社案内、パンフレット等)を提出するものとする。また、掲載する原稿を電子データまたはイラストで提出するものとする。なお、広告掲載の申込期限は、別表のとおりとする。

2 前項において、広報紙へ申し込むことができる広告枠は、1申込者について広報紙1号につき2枠までとする。なお、1申込者で2枠の広告を掲載するときは、2枠分の面積を合わせた1枠として掲載できるものとする。ただし、掲載料金は2枠分とする。

(広告掲載料の納付期限)

第5条 要綱第11条に規定する指定する期日は、当該広告掲載決定後14日以内とする。
(広告掲載料の還付)

第6条 要綱第14条に定める還付金の金額は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成24年9月1日から施行する。

(会津美里町ホームページにおけるバナー広告の掲載に関する基準の廃止)

2 会津美里町ホームページにおけるバナー広告の掲載に関する基準(平成21年1月15日制定)は、廃止する。

別表(第2条、第4条、第6条関係)

	広報あいづみさと	会津美里町ホームページ
規格	(1) 大きさ 縦49ミリメートル 横86ミリメートル (2) 色 フルカラー	(1) 大きさ 縦95ピクセル 横190ピクセル (2) 形式 GIF又はJPEG (3) データ容量 5キロバイト以下
掲載位置	表紙と最終ページを除く指定された位置	トップページで指定された位置
掲載枠数	8枠以内	12枠以内
掲載期間	広報紙1号単位とし、単年度内(5月1号から4月号)における期間、12号までを限度として連続して掲載可能	1か月を単位とし、年度を越えない12か月までを限度として連続して掲載可能
掲載料	広報紙1号1枠につき5,000円 12号連続の申し込みの場合は、1枠につき50,000円	1か月1枠につき5,000円 12か月連続の申し込みの場合は、1枠につき50,000円
申込期限	掲載を希望する月の広報紙発行日の45日前まで	掲載を希望する月の30日前まで
還付金の金額	広報紙1号につき5,000円	日割計算により算出し、1円未満を切り捨てた額によるものとする。ただし、広告掲載ができなかった期間が連続して24時間に満たないときは、日数に算入しない。